

産業廃棄物収集運搬業 許 可 申 請 マ ニ ュ ア ル

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

令和7年1月 改訂

産業廃棄物収集運搬業許可申請のための 必要書類と留意事項（新規・更新）

書類様式	新規	更新	留意事項
			産業廃棄物収集運搬業許可申請書の提出（添付書類も含む。） 1部提出（四国中央保健所に提出する場合は、正本1部及び副本1部）
様式第六号 参考様式1	○	○	<p>(第1面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *申請者の氏名又は名称、住所、電話番号 *法人にあつては、その代表者の氏名 *事業の範囲（種類は法第2条第4項（政令第2条）で定める名称を正確に記載） *事務所及び事業場の所在地（電話番号も記入のこと。） *事業の用に供する施設の種類及び数量 *積替え又は保管行為の有無（有の場合、次の事項を記載すること。） ①保管施設の所在地 ②面積 ③産業廃棄物の種類 ④積替えのための保管上限 ⑤積み上げることのできる高さ（屋外で容器を用いない場合） <p>(第2面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *他の都道府県及び政令市の処理業の許可の有無（申請中の場合も含む。） *申請者が個人である場合は、氏名（ふりがな）、生年月日、本籍、住所 *申請者が法人である場合は、名称（ふりがな）及び本店所在地（住所欄に記載のこと）並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の氏名（ふりがな）、役職、生年月日、本籍、住所 *申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名（ふりがな）、生年月日、本籍、住所。法定代理人が法人の場合にはその名称（ふりがな）及び本店所在地（住所欄に記載のこと）並びに役員の氏名（ふりがな）、役職、生年月日、本籍、住所 <p>(第3面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *発行済株式の総数又は出資の額 *申請者が法人である場合において、発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名（ふりがな）又は法人にあつては名称（ふりがな）及び代表者名（ふりがな）、生年月日又は法人にあつては法人設立日、保有する株式の数又は出資の金額及びその割合、本籍（法人を除く）、住所(法人にあつては、本店所在地) *申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名、本籍、住所 *申請手数料を手数料欄に添付 手数料欄に添付し難い場合には、納入票〔参考様式1〕に添付可 *愛媛県収入証紙 申請手数料（新規）81,000円（更新）73,000円（変更）71,000円 （特別管理）（新規）81,000円（更新）74,000円（変更）72,000円
			[事業計画の概要を記載した書類]
様式第六号の二 第1面から第5面	○	○	*記載例2に従い、収集運搬等の事業計画の概要について記載
	○	○	*松山市内及び愛媛県外で処理する場合には、収集運搬と処分に関する許可証の写しの添付
			[申請者に関する添付書類]
	○	○	*（法人）定款又は寄附行為及び登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）
	○	○	*（個人）住民票（外国人にあつては住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。以下同じ）の写し及び登記事項証明書【後見登記】（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。） 注：申請者が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】に代えて、医師の診断書（作成上の留意事項（10）を参照のこと。以下同じ。）を添付

書類様式	新規	更新	留意事項
			<p>添付のこと。</p> <p>*船舶の写真（正面、側面及び表示の写真を添付すること。廃棄物を貨物倉等で保管する場合は、ハッチカバーを開いた状態で内部の全景が確認できる写真も添付のこと。） 船橋（船橋のない船は両げん）の氏名又は名称、許可番号（注：番号全体（10桁又は11桁）、産業廃棄物運搬船の表示は、文字が確認できるものであること。新規申請の場合は、許可取得後にそれらの表示が確認できる写真を速やかに提出すること）</p> <p>*駐車場の写真 写真は、申請日から起算して3か月以内に撮影したものを添付すること。</p>
			[使用権原等について]
	○	○	<p>*運搬車両、重機等機械器具について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証（令和5年1月4日以降発行分については自動車検査証記録事項）の写し等（所有権を証明できる書面及び自己所有でなければ貸借契約書の写し等の継続使用権原の確認できる書面）、重機の場合は車検証の写し等又は検査証の写し <p>*船舶について</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査証書の写し 船舶国籍証書の写し 船舶の構造、寸法等を明らかにする図面 内航裸備船契約書（又は内航裸備船契約書に準じた内航定期傭船契約書）の写し
	○	×	<p>*駐車場の土地の登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己所有でない場合は、貸借契約書の写し等使用権原の確認できる書面も添付のこと。
	○	○	<p>*積替え又は保管場所に係る土地・建物の登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己所有でない場合は、貸借契約書の写し等使用権原の確認できる書面も添付のこと。
			[経理的基礎に関する書類について]
様式第六号の二 第8面	○	○	*「事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類」の提出
	○	○	<p>*（法人）直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（別表1,別表2,別表4）及び納税証明書（その1））の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
様式第六号の二 第9面	○	○	<p>*（個人）資産に関する調査並びに直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（第1表,第2表）及び納税証明書（その1））の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
参考様式 3	△	△	<p>*次のいずれかに該当する場合は、その理由書（様式自由。事業年数に関するものは不要）及び長期財務計画（参考様式3）を作成</p> <p>（法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業開始後3年に満たない者 自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値）が10%以下、かつ、直前3年間の損益平均値（経常利益（損失）の和の平均値）が0円未満の者 <p>（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業開始後3年に満たない者 直前3年間とも所得税の納付がない場合 <p>*長期財務計画で経理的基礎を確認することが困難な場合には、役員の個人資産の提供等の申立書、銀行の融資証明書、中小企業診断士が作成した診断書等の事業の継続性を担保できる書類の添付を求める場合がある。</p> <p>*経営状態が債務超過（負債の総額が資産の総額を上回る状態）に陥っている場合等については、不許可になる場合がある。</p>

書類様式	新規	更新	留 意 事 項
			[その他留意事項について]
			<p>*添付書類の期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、医師の診断書、登記事項証明書【商業・法人登記】(登記簿謄本)、登記事項証明書【不動産登記】(登記簿謄本)、納税証明書は申請の日から起算して3か月以内に発行されたものを添付すること。

【作成上の留意事項】

- (1) ○印は、提出が必要な書類。
- (2) △印は、条件によって提出が必要な書類。
- (3) ×印は、直近の申請又は届出の際に提出したのから変更が無ければ不要となる書類。
- (4) 個人の氏名、生年月日、本籍、住所は住民票の写しどおりに正確に記載すること。
- (5) 法人の名称及び住所は登記事項証明書【商業・法人登記】(登記簿謄本) どおりに記載すること。

(正) 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 (誤) 松山市一番町4-4-2
- (6) 登記事項証明書【商業・法人登記】(登記簿謄本) については、履歴事項全部証明書を添付のこと。定款又は寄附行為については申請時におけるものの写しに原本証明(申請者印が必要)のうえ添付のこと。
- (7) 住民票の写しは、本籍の記載があり個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付すること。また、外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものを添付すること。
- ~~(8) 個人の申請において確定申告書の写しを添付する際には個人番号(マイナンバー)欄をマスキング処理(黒塗り等)したものを添付すること。 削除~~
- (9) 成年被後见人又は被保佐人に該当しない者については、登記事項証明書【後見登記】(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する、成年被後见人及び被保佐人についての証明書(書類名称は「登記されていないことの証明書」))を添付すること。

なお、当該証明申請書の「証明を受ける方」欄に記入した氏名、生年月日、住所、本籍がそのまま証明書に複写されるので、住民票の写しどおりに記入の上、申請すること。また、当該証明書は、法務局発行のため、手続等の詳細は最寄の法務局に問合せること。
- (10) 成年被後见人又は被保佐人に該当する者については、登記事項証明書【後見登記】に代えて、当該者が精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書を添付すること。

診断書の具体的な内容や書式等については、申請前にあらかじめ、申請を行う保健所へ相談の上、その指示に従うこと。
- (11) 許可申請の際は、(特別管理)産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可証(許可日から5年以内のもの。ただし、更新の申請の場合にあっては、当該許可に係る許可証を除く。以下「先行許可証」)を提出することで、下表のとおり、書類の添付を省略することができる。

重複書類省略の申立書

年 月 日

様

住 所

申請（届出）者

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

本申請（届出）書における下記2の添付書類については、同時に提出した下記1の申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので、添付を省略するとともに、同時審査をお願いします。

記

1. 同時に申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

(1) 処理業の種類

- | | |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 | <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 | <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業 |

(2) 申請及び届出区分

- | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 新規許可 | <input type="checkbox"/> 更新許可 | <input type="checkbox"/> 変更許可 | <input type="checkbox"/> 変更届出 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|

2. 添付を省略する書類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 | <input type="checkbox"/> 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第8面）事業の開始に要する資金 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書【後見登記】 | <input type="checkbox"/> 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第9面）資産に関する調書（個人用） |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書【商業・法人登記】 | <input type="checkbox"/> 経理的基礎に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書【不動産登記】 | <input type="checkbox"/> 納税証明書〔その1〕 |
| <input type="checkbox"/> 医師の診断書 | <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書の写し |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し | <input type="checkbox"/> 貸借対照表 |
| <input type="checkbox"/> 技術的能力を説明する書類
（講習会修了証の写し等） | <input type="checkbox"/> 損益計算書 |
| <input type="checkbox"/> 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第6面）運搬車両の写真 | <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 |
| <input type="checkbox"/> 所有権又は使用する権原を有すること
を証する書類の写し（自動車検査証
の写し、貸借契約書の写し等） | <input type="checkbox"/> 個別注記表 |
| <input type="checkbox"/> 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第7面）運搬容器等の写真 | <input type="checkbox"/> 現許可証の写し |
| | <input type="checkbox"/> その他 |